

# 治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町  
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664  
ホームページ <https://zensuiren.org/>  
お問い合わせ [info@zensuiren.org](mailto:info@zensuiren.org)  
編集・発行 椿本和幸

7/7は川の日です



国土交通大臣賞：斯谷 幸吾さん  
(随前高田市立高田東中学校)



事務次官賞：前田 知輝さん  
(吉野川市立西麻植小学校)




事務次官賞：伊神 幸一郎さん  
(未就学)

せせらぎに ほくも魚も すきとおる

## 河川愛護月間

7月1日～7月31日



事務次官賞：南 里余さん  
(和歌山県立和歌山高等学校)



事務次官賞：新田 恵明さん  
(香川県)



事務次官賞：木下 佳哉さん  
(奈良県)

**“絵手紙”募集中!!**  
詳しくは <http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>  
令和2年9月30日(水)必着  
今すぐアクセス

- ◆標語(平成22年募集)は国土交通大臣賞 松永 伸貴さん(熊本県八代市立太田郷小学校)の作品
- ◆絵手紙(令和元年募集)は国土交通大臣賞他を受賞された方々の作品
- ◆主催：国土交通省/都道府県/市町村
- ◆後援：内閣府/NHK/一般社団法人日本新聞協会/一般社団法人日本民間放送連盟
- ◆協賛：公益社団法人日本河川協会/公益財団法人リバーフロント研究所/公益財団法人河川財団/全国治水期成同盟会連合会/全国水防管理団体連合会/一般社団法人建設広報協会/一般財団法人河川情報センター/一般財団法人優良瀬遊水地アクリメーション振興財団/全国建設弘済協議会/一般社団法人全国海岸協会

7月1日～7日は河川水難事故防止週間  
川の防災情報 <http://www.river.go.jp>  
気象庁天気予報 [市外局番]+[177]

7月は河川愛護月間

### 目次

|                        |   |                       |   |
|------------------------|---|-----------------------|---|
| 河川愛護月間.....            | 2 | 海岸愛護月間.....           | 5 |
| 令和2年度「河川愛護月間」実施要綱..... | 2 | 令和2年度「森と湖に親しむ旬間」..... | 7 |
| 「河川愛護月間」絵手紙募集要領.....   | 4 |                       |   |

# 河川愛護月間

(7月1日～7月31日)

～ せせらぎに ぼくも魚も すきとおる ～

国土交通省水管理・国土保全局治水課

河川は、私達の生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な水と緑の空間であり、良好な河川空間への国民の関心はますます高まっています。

そこで、国土交通省では、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に、河川についての理解と関心を深め、地域住民、市民団体や関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識が広く国民の間で醸成されることを目的として、7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、各地方整備局、都道府県、市町村等が主体となって、地域住民、河川愛護団体、関係行政機関等の協力を得て、河川への理解と関心を深め、愛護意識が広く国民に醸成されるよう、河川愛護運動を積極的に展開することとしています。

月間中は、ポスター、チラシ等により広報活動に取り組むとともに、河川クリーン作戦、絵画コンクール等、地域の実情に応じたさまざまな河川愛護運動を実施します。

特に、河川のふれあい点検、水面利用・川下り、川の指導者等の人材育成の支援など、河川での地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を積極的に図ることとしております。

また、これらの活動に加え、河川愛護月間の推進事業として例年好評をいただいております絵手紙の募集も行うこととしております。

これらの行事に、一人でも多くの方が参加され、河川愛護運動の主旨をご理解いただけるよう、一層の御協力をお願いいたします。

## 令和2年度「河川愛護月間」実施要綱

### 1. 目的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。

### 2. 期間

令和2年7月1日(水)から7月31日(金)まで

### 3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

### 4. 後援

内閣府、NHK、一般社団法人日本新聞協会、  
一般社団法人日本民間放送連盟

### 5. 協賛

公益社団法人日本河川協会、公益財団法人リバーフロント研究所、公益財団法人河川財団、全国治水期成同盟会連合会、全国水防管理団体連合会、一般社団法人建設広報協会、一般財団法人河川情報センター、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済協議会、一般社団法人全国海岸協会

## 6. 運動の推進標語

せせらぎに ぼくも魚も すきとおる

## 7. 運動の重点

- ・地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生
- ・地域社会と河川との関わりの再構築
- ・河川愛護意識の醸成
- ・河川の適切な利用の推進

## 8. 実施要領

河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広く国民の間に醸成されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を展開するものとする。  
 ※以下の内容については、新型コロナウイルス感染症の状況並びに政府の方針等に基づき今後変更する可能性があることを申し添える。

### (1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生

#### イ. 良好な河川環境の保全・再生

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する。

#### ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ洞川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、洞川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃等を行う。

### (2) 地域社会と河川との関わりの再構築

イ. 地域住民、市民団体等と協力した河川の点検等  
 すべての人々が親しみやすい洞川空間にするため、地域住民、市民団体等と河川管理者が協力して、川へのアクセスや利用について点検する機会を設け、今後の川づくりに反映させる。

#### ロ. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、カヌー、ボート、イカダ等による河川の水面利用が行われるようになっている。地域住民、市民団体等による河川の水面利用を体験する活動を支援するとともに、河川の水面利用の安全点検を河川利用者と河川管理者が協力して行う。

#### ハ. 川の指導者等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、地域の歴史・文化等を教えることのできる「川の指導者」等の人材を育成し、それぞれの地域で子どもに対して川での遊び方を教える活動を支援する。

#### ニ. 河川に関する地域住民等とのコミュニケーションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、風土等とのつながりを有している。このため、川や流域における「川の365日」の情報の積極的な提供に努め、関係機関や地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を図る。

### (3) 河川愛護意識の醸成

#### イ. 河川についての広報活動の実施

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川に関する広報活動を行う。

広報誌、折り込み、スライド、ポスター、ステッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域住民、市民団体、河川利用者等への浸透を図る。

#### ロ. 河川愛護団体への支援等

河川愛護団体への支援に努め、必要に応じて表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の醸成を図る。

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

#### ハ. 各種行事の開催

7月7日が「川の日」であることも踏まえ、「川の日」と連携した講演会、シンポジウム、河川に関する写真、絵画、作文のコンクール等を積極的に開催するとともに、優秀な作品について表彰、展示を行う等により、河川愛護意識の醸成を図る。

### (4) 河川の適切な利用の推進

イ. 関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な利用に関する指導等を行う。

ロ. 地域において、住民の日常的な河川空間の利用が促進され、地域づくり、まちづくりにおいて活かされるよう関係機関との連携の強化を図る。

### (5) 河川水難事故防止週間における啓発活動の実施

イ. 近年多発する河川水難事故を受け、7月1日から7日までを河川水難事故防止週間とする。

ロ. 出前講座の集中的な実施等による河川水難事故防止に関する啓発活動を行う等により、河川利用者に対し川を利用する際の安全意識の向上を促す。

# 「河川愛護月間」絵手紙募集要領

## 1. 目的

「河川愛護月間(7月1日～7月31日)」における広報活動の一環として、平成18年度より同月間推進事業として絵手紙作品を募集してきました。令和2年度も、昨年度に引き続き、絵手紙を未就学児から一般の方まで広く募集し、河川愛護意識の高揚を図ることとします。

## 2. 応募規定

### ①募集内容

- ・テーマ

「川遊び～川での思い出・川への思い～」

- ・募集作品

川遊びで川に潜ったり、川の生き物を観察したなど、川での体験や川と触れ合い感じた「川での思い出や川への思い」を文章にし、絵と組み合わせて描いた「絵手紙」を募集します。

デザイン、彩色、画材は自由です。(写真は応募できません。)

### ②応募資格

河川愛護月間の趣旨に賛同して頂ける方。年齢、性別、職業などの制限はありません。(応募できる作品は一人一作品です。)

### ③応募作品のサイズ

郵便はがきサイズ(100mm×148mm)

### ④応募方法

応募作品の裏面に必ず氏名、住所、電話番号のほか、小学生・中学生・高校生は学校名と学年を明記の上、下記送付先へ応募してください。

(氏名、住所及び学校名にはふりがなを付けてください。)

※ご記入頂いた個人情報は、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡の目的以外には使用致しません。

### ⑤応募上の注意

- ・応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰属します。
- ・応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・応募作品は、返却致しません。

### ⑥締め切り

令和2年9月30日(水)まで(当日必着)

## 3. 審査方法

水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する審査会において審査を行い、入賞作品を決定致します。

## 4. 入選の発表

審査終了後に、入賞者に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ、機関誌等にも掲載します。

## 5. 作品使用

優秀作品は、来年度の「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。

## 6. 賞

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 最優秀賞(国土交通大臣賞)         | 1点 |
| 優秀賞(国土交通事務次官賞)        | 6点 |
| 優良賞(国土交通省水管理・国土保全局長賞) | 8点 |
| 審査員特別賞                | 5点 |

## 7. 表彰

国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。

## 8. 送付先・問い合わせ先等

### (送付先)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省水管理・国土保全局治水課内  
「河川愛護月間」絵手紙募集係

### (問合せ先等)

国土交通省水管理・国土保全局治水課管理係  
03-5253-8111(内線35663)

HPアドレス

<http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

# 令和2年度海岸愛護月間（7月1日～7月31日）について

国土交通省 水管理・国土保全局海岸室



## 令和2年度「海岸愛護月間」実施要綱

### 1. 目的

この運動は、海岸域の利用が拡大し、多様化している現状を考慮して、国民の共有財産である海岸を貴重な生活空間として良好な状態に保つため、海岸の持つ重要な役割について国民の理解と関心を深めるとともに、海岸を安全に利用し、管理する運動を

盛り上げ、快適でうるおいのある海岸環境を積極的に創出し、海岸愛護思想や防災意識の普及と啓発を図ることを目的とする。

### 2. 期間

令和2年7月1日(水)から7月31日(金)まで

### 3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

### 4. 後援

内閣府、全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人 全国海岸協会、一般社団法人 建設広報協会、一般社団法人 水底質浄化技術協会、公益財団法人 河川財団、一般財団法人 河川情報センター、公益財団法人 リバーフロント研究所、公益財団法人 日本河川協会、一般財団法人 国土技術研究センター、港湾海岸防災協議会、一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会、一般財団法人 みなと総合研究財団、一般財団法人 沿岸技術研究センター、公益社団法人 日本港湾協会、日本ライフセービング協会、一般社団法人 JEAN、日本ウミガメ協議会、大阪湾沿岸域環境創造研究センター、地域交流センター

### 5. 運動の重点事項

- (1) 海岸愛護思想の普及と啓発
- (2) 良好な海岸環境の創出
- (3) 海岸の適切な利用に関する啓発、指導
- (4) 防災意識の向上

### 6. 推進標語

『美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して』

### 7. 実施要領

各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、都道府県及び関係市町村等は、海岸愛護運動の趣旨を広く周知させるため、次のような海岸愛護運動の推進に必要な施策を積極的に展開するものとする。

なお、以下の内容については、新型コロナウイルス感染症の状況並びに政府の方針等に基づき、今後変更する可能性がある。

#### (1) 海岸愛護思想の普及と啓発

##### ① 海岸に関する広報活動の実施

報道機関等の協力を得て海岸に関する広報活動を積極的に実施する。

また、ポスター等を活用し、この運動の趣旨を地

域住民に広く浸透させる。

##### ② 海岸愛護団体の育成等

沿岸地域住民等の協力を得て、海岸愛護団体の組織化及び育成強化に努め、顕彰等の措置を通じて海岸愛護思想の高揚を図るとともに、「海岸協力団体」制度の普及に努める。

##### ③ 行事等の実施

海岸に関する認識を深め、海岸愛護思想の一層の普及を図るため、月間内に講演会、シンポジウムや見学会等の各種行事を開催する。

#### (2) 海岸清掃等による良好な海岸環境の創出

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、都道府県、地域住民、民間団体、関係地方公共団体、関係行政機関等地域の多様な主体が参加・連携をして、海岸、海浜に投棄された空き缶等のゴミの清掃等を行い、快適でうるおいのある海岸環境の創出を積極的に推進する。

#### (3) 海岸の適切な利用に関する啓発、指導

関係機関が協同して行う海岸のパトロールや適正な利用への呼びかけなどを実施することにより、沿岸住民や利用者に対して海岸の適正な利用についての啓発、指導を行う。

##### ① 沿岸住民及び海岸利用者に対する啓発

海岸や海浜をみだりに自動車、資材等の置場や作業場等として使用しないよう注意を促すとともに、ゴミ等を投棄しないよう呼びかけを行うなど啓発に努める。

##### ② 海岸の適正な占用に対する指導

海岸や海浜を不法に占用している場合においては、許可が可能なものは所定の手続きをとらせ、その他のものは速やかに是正させるとともに、占用を許可したものについても適切に維持管理するよう指導する。

また、海岸保全施設の維持に支障が生じる恐れがあるもの、他の利用者の迷惑になるもの等についても、適切な状況にするよう指導する。

#### (4) 防災意識の向上

南海トラフ巨大地震や台風等に備え、被害を最小限にすることを目的として、本月間の実施にあわせて、津波・高潮災害のパネル展示や啓発ビデオによる広報活動の実施、津波・高潮避難訓練、津波・高潮ハザードマップの配布などを行い、海岸周辺住民等の防災意識の向上を図る。

# 令和2年度「森と湖に親しむ旬間」

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

## 令和2年度「森と湖に親しむ旬間」実施要綱

### 1. 目的

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、参加者の心身をリフレッシュするとともに、森林、ダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とする。

### 2. 期間

令和2年7月21日（火）～7月31日（金）

### 3. 主催

農林水産省、国土交通省、独立行政法人 水資源機構、都道府県、市町村

### 4. 後援（予定）

内閣府、日本放送協会、一般社団法人 日本新聞協会、一般社団法人 日本民間放送連盟

### 5. 協賛（予定）

公益社団法人 日本河川協会、一般財団法人 国土技術研究センター、一般財団法人 河川情報センター、公益財団法人 河川財団、一般財団法人 日本ダム協会、一般社団法人 ダム・堰施設技術協会、一般財団法人 ダム技術センター、一般財団法人 水源地環境センター、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人 全国治水砂防協会、一般社団法人 建設広報協会、全国建設弘済協議会、公益社団法人 国土緑化推進機構、一般社団法人 日本治山治水協会、全国森林組合連合会、一般社団法人 全国森林土木建設業協会、一般社団法人 日本林業協会、一般社団法人 日本林業土木連合協会、一般社団法人 全国木材組合連合会、一般社団法人 日本森林技術協会、一般財団法人 日本森林林業振興会

### 6. 行事等の実施主体等

#### (1) 実施主体

農林水産省、国土交通省、(独)水資源機構、各地方公共団体、マスコミ関係機関、民間企業等の主催や協力により各種行事、情報発信、広報活動等(以下「行事等」という。)が実施されるよう調整する。

#### (2) 実施場所

全国各地の森林、全ての管理中のダム(国・機構・都道府県)及び可能な限り多くの利水ダムにおいて行うことを目標とする。

### 7. 実施内容等

#### (1) 行事实施の考え方

水と緑に恵まれた自然豊かな森と湖に集い、自然環境に親しみ、人と人との交流を深め、やすらぎやうるおいを感じてもらうことを通して森と湖の大切さを理解することを目的とするものであるが、令和2年度においては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）を踏まえて実施すること。

#### (2) 実施内容

ア. 森林、ダム、湖沼の美しさ、快適さを享受するための行事等の実施

- イ. 森林、ダム、湖沼に対する理解、関心を深めるための行事等の実施
- ウ. 森と湖のある上流水源地域住民と下流都市地域住民との交流
- エ. WEB等による森林やダムの情報発信等の実施
- オ. その他

### (3) 実施に当たっての留意事項

- ア. 地方整備局等と森林管理局、都道府県土木部局と林務部局とがそれぞれ十分連絡の上、水源地域市町村とも調整し、円滑に行事等が実施されるようにすること。
- イ. 森と湖に親しむ旬間の趣旨を踏まえ、森林、ダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深める行事等、効果的な広報に努めること。施設見学会などのイベントを開催する場合には、別添1「基本的対処方針（令和2年5月25日変更）抜粋」及び別添2「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を参照し、リスクへの対応を十分注意して行うこと。なお、リスクへの対応を行った場合でもその時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況に合わせて、急な中止や延期についても備えること。
- ウ. 行事等に関わる費用の支出については、国民の視点に立った効果的、効率的なものとなるよう、心掛けるものとする。
- エ. 本旬間に実施される行事に、より多くの国民に参加してもらえよう、下記の統一標語、シンボルマーク等を活用して本旬間の主旨、行事予定について事前に広報を行うこと。
- オ. 「森と湖に親しむ旬間」に引き続き、「水の日（8月1日）及び水の週間（8月1～7日）」に係る行事、活動が全国的に展開されることから、相互の連携により、より広く国民に情報発信する機会になると考えられるため、その旨ご配慮願いたい。

#### ・呼びかけ統一標語

- ふれあいさわやか 森と湖
- もう一つ ふるさと見つけた 森と湖
- さわやかな 心のオアシス 森と湖

#### ・統一シンボルマーク（右図）



別添1 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）」抜粋

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

### (3) まん延防止

#### 2) 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、感染拡大リスクの態様に十分留意する。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。



## 6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

### (催物(イベント等)の開催)

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

## 別添2 コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日)より抜粋

### 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

#### 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う(例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など)

#### 2) クラスター(集団)感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり(声援などは控える)
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

#### 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

#### 4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。